

太田市環境フェア実行委員会設置要綱

(平成17年3月28日太田市制定)

(名称)

第1条 この会は、太田市環境フェア実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、環境にやさしい暮らしと社会づくりを広く市民にアピールし、環境に対する市民の関心を高めることを目的とする。

2 委員会は、前項の目的を達成するため、環境フェア等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に定める団体の代表者及びその推薦を受けた者をもって組織する。

- (1) 環境活動を行っている団体
- (2) 環境に良好な取組を行っている企業
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 監 査 1 名

2 役員は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会計は、会計業務の執行にあたる。

6 監査は、毎年1回以上会計を監査し、会議において報告する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の事務局を産業環境部環境政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。